

ASIAGAP 審査員等の資格継続要件の補足

ASIAGAP 上級審査員、審査員、審査員補（以下、「審査員等」という）が、その資格継続時に、総合規則に規定されている継続要件を満たさない場合、下記 1 および 2 により対応するものとします。

継続申請をしない、または継続要件を満たせずに審査員等の有効期限が切れた場合、その資格は失効します。ただし、審査員等の資格が失効した場合、下記 3 および 4 に基づき再登録できるものとします。

記

1. 日本 GAP 協会（以下、「協会」という）の指定する研修に不参加の場合

審査員等は指定期日までに、協会が指定するレポートを提出しなければならない。

2. 審査実績が不足している場合

次の(1)および(2)を満たさなければならない。

- (1) 審査員等は、契約する認証機関による審査立会評価を少なくとも 1 件以上受け、審査員等としての力量を認められること。
- (2) 審査員等は、認証機関が作成した審査立会の評価記録を、継続申請書とともに提出すること。

3. 再登録の要件

(1) 上級審査員

再登録申請者は次の①から⑤の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

- ① ASIAGAP 団体用管理点と適合基準 解釈研修 合格
- ② JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- ③ ASIAGAP 基礎差分研修 修了
- ④ 少なくとも 1 件以上の農場審査および団体事務局審査の立会評価を受け、認証機関が上級審査員としての力量を認めること

注)立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者（再登録申請者）は、当該審査の責任者になることはできない。

- ⑤ 上記①から④を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

(2) 審査員

再登録申請者は次の①から④の要件を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること

- ① JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- ② ASIAGAP 基礎差分研修 修了
- ③ 少なくとも 1 件以上の農場審査立会評価を受け、認証機関が審査員としての力量を認めること
注)立会評価時の審査の責任者は立会評価をする審査員であること。被評価者（再登録申請者）は、当該審査の責任者になることはできない。
- ④ 上記①から③を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

(3) 審査員補

再登録申請者は次の①および③を満たすこと。研修は、協会に承認された最新版でなければならない。また、登録分野の研修を受講すること。

- ① JGAP 指導員基礎研修 合格 または インターネット研修 合格
- ② ASIAGAP 指導員基礎差分研修 修了
- ③ 上記①および②を証明できる書類とともに、登録申請書を協会に提出すること

4. 再登録時の注意点

- (1) 審査員等の有効期限は、再登録日から 1 年とする。
- (2) 再登録時の審査員等番号は、資格失効前の番号を使用する。

5. 適用日

上記、1 から 4 の適用日は、2019 年 12 月 10 日からとする。

以上